

昭和二十五年七月二十七日(木曜日)午後二時三十八分開会

○失業保険法の一部を改正する法律案
(内閣送付)
○日雇労働者に対する警察当局の取締
り状況に関する件

○委員長（赤松常子君）　これより委員会を開きます。本日は前回に引続きまして、失業保険法の一部を改正する法律案に対する一般的な質疑を行なつた後、本改正案の逐次審議に移りたいと思います。御質疑のおおりになります方どうぞお述べを願います。

○獨逸警察 私、二二の点について質問申上げたいと思います。先ず第一に資格要件としましての点であります。改正法案によりまして、二十八日になつて四日間短縮されたということは、一応合理的な方向に向いているとは言えるのであります。併し実際の日雇労働者の立場から申しますと、二ヶ月間に二十八日就労するということは、東京では或る程度可能であるとしても、地方になりますというのと、その間の事情が、二十八日就労するということがなか／＼困難なような事情があるように承つておるのであります。で、そういう關係から申しまして、この資格要件としての二十八日就業するという、この資格を短縮される意向があるかどうか。それから二十八日というその根拠、それを第一に説明して貰いたい、こう思います。

尙細かい点は局長から説明いたします。

○堀真琴君 只今のお話には十六・三

日、これは四月の統計だそうでありまして、併し現在の日本の経済状態から申しまして、失業者がどん／＼殖えて行くということは誰も一応見通しがつくと思うのです。勿論いろ／＼内外情勢の關係から、失業者の吸収される面も出て来ると思いますが、併しそれが非常に跛行であるということ、それは御存じだろうと思ひます。そうしますと、結局失業者の絶対数は、四月の

就業日数が十六・三日ということになつておりまして、或いは七月、或いは八月、九月と、月を追うに從いまして就業日数が減つて行くだろうということも、その失業者の増加からも当然予想されるのでありますが、その点についての見通しは如何なものですか。

○政府委員(山村新治郎君) お説尨尤もでありますが、何とかいたしまして、沢山の方に働いて頂くようにするために、どうしても例の失業の対策費の繰上げ支出とか、或いは又新しく補正予算を要求するということによつて初めて可能であると思います。この意味から先般の閣議におきまして、いわゆる十二月までの引上げ支出を決定いたしました次第であります。

○堀眞琴君 補正予算を組むとか、繰上げ支出をするとかということが決つたというお話ですが、補正予算を組むんでございますか。

○政府委員(山村新治郎君) 補正予算

つきましては、昨日の参議院の本会議の決議並びに一昨日の衆議院の方の決議も尊重いたしまして、成るべくその線に副つて努力いたしたいと考えております。

○堀眞孝 努力するといつても、この国会には間に合わないだろうと思ひますけれども、次の国会には出見通しをおつけになつておられるのですか。

○政府委員(山村新治郎君) 成るべく
早期の国会に提出したいと思つて
おります。

りますが、日雇労働者は御承知のようにぎり／＼のどん底の生活をやつておるのであつて、待期日数通算、六日、七日を六日にする。それから継続五日を四日にする。確かに一日短縮することによつて、それだけ日雇労働者の利益が守られておるのでありますが、併

しそのぎり／＼の生活をやつておる日雇労働者は、単に一日くらの短縮で果して十分にその生活を守ることができるかどうかということが、相当問題になつておると思います。組合の側におきましては待期日数の撤廃を要求しておるわけであります。その点に關しまして政務次官の御意向を伺いたい。

○政府委員(山村新治郎君) 待期日数の問題につきましては、理想といたし

ましては全然これをなくすることが理想の一つであるかも知れませんが、現段階におきまして保険経済の許す範囲内におきましては、只今の今回の改正が、一応その限度であると思います。従い

まして原案のような提案をいたしたよ
うな次第であります。

Ｃ提議者 先総線へ支出をするとか、補正予算を組むつもりだというお話でありましたが、そういたしますと、うと保険経済の面でも相当裕りを見越すことができるのではないかと思います。そうしますと、この待期日数の問題につきましても、もつと／＼巾の広い弾力性のある措置が可能になるのではないかと思います。その点につきましては如何ですか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 待期日数につきましては、今回の改正法律案の第三十八条の第六項によりまして保険経済の状況によりましては待期日数を短縮したり、或いは短縮することができ、自動的な規定を挿入することとしたのであります。そうして現在の大體段階におきまして保険経済の状況、即ち保険料収入、それから最近四ヶ月における保険給付の実情等を考えてみますと、現在の保険経済の状況から申しますならば、この八月の早々にはこの法律案が成立いたしました曉、第三十八条の九の第六項の規定に基きまして大體一日短縮できるのではないだらうか、かように考えております。尙將來の問題といたしまして、先程政務次官からお答えのありましたように、公共企業が大巾に實際問題として実行されるようになり、或いは又対日援助見返資金が公共事業に実施されたり、或いは失業対策事業の繰上げによつて、雇用量が増大して参りますれば、そこでは嫌働日数が殖えて参ります。嫌働日

数が殖えて参りますことは、結局保険料収入が多くなるといふことでもありますが、そのなれば更に保険料が余剰が出て参りますので、更に短縮するといふこともできるのではないかと併し、現在の段階におきましては、この六日四日という待期日数を、現在のところではもう一日二日くらいは短縮できる、こういうふうな考へておられる次第であります。

○堀眞琴 閣下と申すところによりまして、現在でもすでに六日四日という待期日数で実際にこれを行なつておられることですか、そうなんですか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 現在は第三十八条の九の第六項の規定に基づきまして、一日だけ短縮することができるといふ自動的規定がありますので、その規定に基づきまして本年六月一日からすでに六日四日という線になつておられるのでございます。現在ある規定ではそれを更に一日短縮するといふ規定がないのであります。それ以上絶対に下げられないといふ現在の規定でありますので、それを第三十八条の九の第六項の規定に基づきまして、この六日四日の一日を更に又短縮することができ、こういふふうになさうというのが今回の改正案の趣旨であります。

○堀眞琴 そうですね、この際法律の上ではもう一日短縮つまり五日二日くらいですか、そういうような形では保険料の上で相当喰ひ違ひがあるやうな形では、先程のお話では繰上げ支出、公共事業その他いろいろ御説明になりましたが、そういう方面でつまり財政上若干のそちらの方に裕りが見通されるのですか。それを更にもう一日短縮し

て法律の上でこれを規定するといふ御意思はないのであります。

○政府委員(齋藤邦吉君) 現在の段階で近い将来にもう一日短縮することができ、あるいはもう一日短縮するといふことは、今日までの保険料収入に或る程度の剰余金があるといふことを前提としてのごときであります。即ち本年の一月から給付が開始せられておりまして、大体のところ約一億程度の保険料の収入の剰余金が出ております。それを御承知のように最近特に失業問題がやかましいときでありますので、そういうものをできるだけ給付として考へたいといふこととどういふ規定を置くことにしたのであります。毎月毎月の保険料収入と給付というものを考へて見ますと、やはり六日四日というよりも短縮するといふことにはできない。即ち剰余金があるからまあ差当りこれを短縮することができるといふふうな運用にならうかと思ひます。毎月々々の保険料収入といふことならば、一応六日四日という線にならうか。従つて六日四日というものを法律の規定に定めまして、あとは将来の保険料の運賃の状況に任じた方が適当じやなからうか、かように考へておられる次第であります。

○堀眞琴 現在の保険料の収入を基礎として考へられれば確かにその通りだと思ふのですが、併し公共事業であるとか、繰上支給という面、雇用も増大するといふお話であります。増大するといふ面、国庫がその方面への補助ですか、そういうものが相当増大して来るものと思ふことができると思ふのです。従つて現在の保険料を基準にしてでなくて、もつと巾の広い考へ方

ができないものだらうか、その点をもう一度お尋ねしたいと思ひます。つまり国庫からのその方面への補助が増大する、こう見通されておる。言い換へるならば、雇用量がそれだけ増大する、そうするといふと、現在の保険料よりも更に増額した保険料というものが見込まれるわけでありまして、従つて更に待機日数を短縮するといふことも可能になつて来るのではないかと、単に法文で運用上一日短縮するといふことでなくて、もつと根本的にそれを解決する途はないだらうか、その点をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤邦吉君) 御承知のように公共事業の実施等につきましては、本年当初におきましては多少ズレておりました、近い将来に大巾に実施せられることと期待いたしておられますが、御承知のごとく公共事業は相当多額には上つておられます。全国にばら撒かれる事業でございます。ところが失業保険制度は安定所の所在地に居住しております日雇労働者、即ち安定所を常に利用する日雇労働者といふものを対象とする。御承知のように全国の日雇労働者の数は恐らく百二十万程度といふことになつておりますが、まだはつきりと分つておりません。が百二十万程度と言つておられますが、そのうち安定所を利用する者の数は大体その半分の七十万か、六十万であるといふ。いわゆる保険制度としてそこに一つの枠がございます。従つて将来公共事業が、果してどの程度失業保険制度が対象といたしておきます日雇労働者にとりだけの影響を及ぼすかといふ点になります、今俄かにこれをはつきり推測いたしまして、こうなると

いう前提の下に保険料を、この通算六日四日というものを、もう一日短縮するといふ法律にすることは、実際に現在のところ困難ではないかと考へております。

○堀眞琴 そういたしますと、先程のお話と少し喰ひ違つて来るわけでありまして、先程公共事業の面からも雇用が増大するから、従つて日雇労働者の方もその方面で救済できるのだ、こういうお話でありましたが、今あなたのお話であります、公共事業の方は殆んど職業安定所を中心とした居住の日雇労働者がこれを利用するのであつて、公共事業とは関係ない、こういうようなわけでありませんか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 先程申し上げましたのは、公共事業も相当大巾に実施せられることとありますので、そういったような面でも日雇失業保険の適用を受けます。こういう日雇労働者にも、相当の影響もあるだらうという推測を申上げたのであります。その推測のその影響がどの程度のものになるかといふことを今ここで申上げてはつきり推測することができないから、実際問題としてそれがどのくらい拡がるかといふことははつきり分りませんが、それは成程お説のようになり、な案も考へられると思ひますけれども、恐らく大きな影響と申しますか、或る程度の影響は必ず来ると思ひます。私共いたしまして、安定所を勧奨いたしまして、できるだけ公共事業に日雇労働者を働かすといふように努力したいと思つております。どの程度の影響であるかといふことが、今日算を立てることとは困難であらうといふことから、現在の状況におきましては通算六日、継

続四日、あとは保険料の状況によつて自由に短縮して行けるという途さへ開いておられますれば十分ではないかと、かように存じておられる次第であります。

○堀眞琴 もう一つ、私は迂闊にもあまり失業保険法の内容を知らないのですが、保険料ですね、労働者が支払う保険料、これをちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(齋藤邦吉君) 保険料は定額制をとつておられて、日々受け取る賃金日額によつて差等を付けるといふやり方をいたしておられます。即ち百六十円以上の賃金日額を受ける者につきましては、保険料は六円でございます。事業主が三円、労働者が三円ということに相成つております。百六十円未満の場合におきましては、事業主は三円であり、労働者の方は二円、即ち保険料としては五円、六円、五円というのが定額制で保険料を収入いたしておられる次第であります。

○堀眞琴 その三円の保険料を納付する労働者の保険金額は幾ら、それから二円の方は保険金額は幾ら……。

○政府委員(齋藤邦吉君) 大体におきまして百六十円以上の賃金を貰う、即ち三円の保険料を納めておられる者は百四十円の定額制の保険金、百六十円未満のものは九十円の保険金を受ける。こういう定額制に相成つておられる次第であります。

○堀眞琴 この百六十円以上と百六十円未満と区別した根拠ですね、それを簡単によろしくご説明いただけますか、願ひたいと思ひます。

○政府委員(齋藤邦吉君) 百六十円以上、以下と切りましたのは、大体全国

の雑役関係の日雇労働者の標準賃金
が、昨年この法律を作ります際に、大
体百六十円というものが標準賃金と申
しますが、平均賃金の形というものに
、それを採りまして、その上のものと
下のものによりまして保険料と保険
金を差別する。こういうふうにしたし
た次第でございます。

○堀本三君　そうすると昨年度の平均
賃金を基準にして保険料を定めたとい
うお話であります。その当時と今日
との賃金状態の移動関係からして、保
険料に、どういふ差額を設けることが
よいか悪いかということが当然問題に
なつて来ると思いますが、その点につ
いての御見解はどうですか。

○政府委員(齋藤邦吉君)　この標準賃
金と申しますものは、一昨年の十二月
に定められたものを基準にしておりま
す。その後一度もそういう改正はして
いないということになっております
が、労働省の方面においてその当時出
ておつたのであります。現在のところ
では、この暫く改正が許されませんの
で、一応雑役の標準賃金というものは
この程度ということで一応考えており
ます。

○堀本三君　この間実は日雇労働者
の現場をよい機会に見せて頂いたので
すが、日雇労働者の一番要求しておる
ことは要するに失業日数のないことと
あるということが一番希望しておる
ことは確かであります。要するに保険
金の問題より、失業日数がないこと、
失業対策事業の内容を見ますと、まあ
非常に関係官が努力しているようであ
りますが、実際の現状から見ると、ま
だ都市計画事業と公共事業との計画的
な結びつきというものは私には足りない

と思うのでございます。それには一つは
無論この日雇労働者自身の、要するに
そういう公共事業だと都市計画事業
との結びつきをする主体性が足りない。
主体性自身が足りない。組織とそうし
て熟練というものが一体になつた組織
的の力が足りないというふうな点もあ
ることはありますが、併しこの点につ
いてもつと積極的にやる。つまりこれ
は自治体事業なんだ、これは公共事業
なんだというふうな観念的な、そうし
て所管官庁の区別というもののによる
うな支障を排除して、そうして渾然一
体としてそういうふうな産業労働とい
うものを深く結び付けて行く。そうし
て建設的な、そうして民族の再建に役立
つような、産業の復興に役立つような
案に持つて行かれる案というものを、
もつと／＼努力して頂かなければ足り
ないのだ。今おつしやつたように公共
事業費が殖えるとか、まあいつでも大
臣やお役所の方の言われることは、公
共事業費が殖えるのだとか、或いは日
本の輸出産業が殖えて行けば、雇用量
が増大するだろうと言われるけれど、
も、その観念的なことではなしに、も
つと／＼の仕事をつづけて行く
ような案に、もつと努力して頂きた
い。そういう点について本年度どうい
う御計画があるか。そうして諸官庁の
間にどういふ打合せを取らうといたし
ておるか。そういうことを聞きたいの
です。それが私の先ず第一にお聞きし
たいことであります。

○政府委員(齋藤邦吉君)　私からお答
え申し上げます。御承知のように失業対
策事業は、昨年緊急失業対策法が制定
されました。僅かな金額で出されたし
た関係上、今お話のように公共事業と

自治体事業との結びつき、これは非常
によろしくない点が多かつたことは、
私共も十分承知いたしております。そ
の後失業者の増大に伴ひまして、俄か
にどん／＼失業対策事業の予算も殖え
るといつたふうなことから、結びつき
が非常にまづかつたという過去の事実
につきましては私もさう考へており
まして、御説の線に副つて私共は今日
までやろうというふうな努力いたして
おります。特に本年度に入りましてか
らは、予算金額も昨年度に比べまして
非常に殖えて参つております。御承知
のように失業対策の事業種目につきま
しては、やはり何と申しまして、失
業者を吸収するといひましても、経済
効果があるものを選んで行く。これは
御説の通りに私共も考へております。

緊急失業対策法もさうに決めており
まして、従つて一般公共事業との関係
において、事業種目は経済安定本部
長官がこれを労働大臣に指示する。
かような建前に相成つております。従
いまして経済安定本部におきまして
は、建設省等も中心にいたしました公
共事業と観念的に区別するといつた
ふうなことはなしに、飽くまでも経済
効果のあるものを選びたいということ
で、経済安定本部で真剣に慎重に考
へて頂きます。事業種目を決めて頂
いておる次第でございます。尙自治体
事業につきましては、昨年度俄かに始
まりました関係上等もあり、労力費だ
けといつたふうな面もありまして、な
かなか思ふようには参つておりませ
んけれども、私共といたしましては自治
体事業と、公共事業というものを有機
的に結び付けて、できるだけ経済効
果のあるものを選んで行く、こうい

ふに考へておる次第であります。現
在の段階で皆が皆さうなつてゐるとは
私共念ながら申せませんけれども、御
説の趣旨に副ひまして将来とも努力し
て参りたいと思ひます。

○堀本三君　今の御答弁は大臣が言
うなら我慢しますが、事務の方でおつ
しやるのだからね。もう少し具体的に
おつしやつて頂いて、一体今安定本部
が決めておる種目にすべて満足してお
られるのか、どういふ種目、これは私
共お尋ねする、その種目はどういふ種
目を更に追加するべく打合せをしてい
るのだ。それからそれが具体的にそう
いふ公共事業と結びつけるような組織活
動ですね。両省各長官なり、お互いの
連繫の方法をどうして行くのだといふ
ことでございませう。

それから今おつしやつた資材の点
で、資材の点が結付くのは公共事業と
どう結付いて行つたらいのか。それ
から予算的にこの間決議があつたん
だん殖えるでしようということも考へ
られますが、九十億殖えてやらなけ
ればならぬと思ふが一体それでいいの
か、実際の問題としてそういう点をお
聞きしたかつたのですに、大臣が答
弁するような答弁をされちゃこつちが
迷惑極まるのです。もう少し建設的に
具体的に話して下さい。

○政府委員(齋藤邦吉君)　甚だ失礼い
たしました。実際やつております事
業は、資材費等の関係等もありません
ので、一応労力費が事業費総額の大体
七割から、八割程度を占めるといふ
のを、一応原則として選ぶことにしよ
うといふことにいたしております。従
いまして資材費をあまり要しない街路
の整備事業、或いは公共空地整備事

業、そういうふうな主として肉体的
労働だけでできるようなものが大半で
あるのではありません。道路整備事業、街
路整備事業、荒地地内整備事業等がそ
の大半を占めております。併し地方に
よしましては資材費の相当にかかると
ころの仕事、即ち港湾の整理事業、河
川の整理事業等も一部いたしております
が、さういふ事業は僅かなものでござ
います。尙本年度におきましてこの
失業対策事業もお説のように経済効果
のあるものを選ぶ。従つて資材費の余
計にかかるとするものを選ぶということ
から、現在のこの失業対策事業費四十億
につきまして、十億の起債額の枠が認
められております。そういうふうなこ
とからいたしまして、できるだけ資材
費の多く要するものをできるだけ起債に
よつてやつて行こう、こういうふうな
ことも考へまして目下折衝いたしてお
るような次第でございます。事務的な
連絡といたしましては、経済安定本部
が示すことに相成つておりますが、経
済安定本部の中の各省から出ておりま
す係官が建設省の各課と連絡をとりま
して、公共事業とできるだけ結び付
いてやつて行こう、即ち一例を引いて申
しましては、道路の資材の方はできるだ
け向うの方で出す、そうして労力費は
労働省関係の失業対策費というものを
労力費から出すといつたような、各
地方々々における事業関係につきまし
て、一々具体的に打合せまして決めて
おるような次第でございます。

○堀本三君　その各省の事務の方は
一応打合せがあるでしようが、地方地
方の結びつきが一番大切なんです。職業
安定所が相当そういうことにタッチし

て、そうして若し都市計画事業なり、公共事業自身について積極的な口が差しはさめて、そうしてこつちの人間がうまく事業計画に合せて労働の供給計画と合つて行く、而もそれが向うの事業者の技術やその他と並んで入つて行くことが必要だと私は思うのですが、そういう点について、労働省としてやはりこれは労働省自身が熱意を以て、各省放つておけばならぬことになるやうな末端まで結付けて行つて頂かなければ失業対策事業というものはうまく行かないと私は思うのです。そういう御努力が何かできるかどうか、そういうものをはつきりさせて行かれないと御念的な作文になつてしまふ、こういうふうには私は思うのです。是非そういう点について今後御努力をお願いしたい。そういう方面の活動が鈍い。

○政府委員(露藤邦吉君) 地方公共事業におきましては、大体労働関係の職業安定課と、土木部との関係が中心になるわけですが、そうして労働関係の労働部の職業安定課におきましては、どこ／＼の土地に何人のこういう失業者を作つて貰いたい、それに適当な事業種目を土木部の方で選んで貰いたいという要求をするわけでございます。そうしますと土木部の方では適当な事業種目を持つて来て、そしてこの事業は、それでは予定通り何月から実施何人使つてやれるかどうかというところを、労働部の方と相談し合つて順序を決めて、各省関係の方を通じて経済安定本部の方に出す。こういうことに考へておる次第でございます。昨年の実績から申しますと、なか／＼連絡も非常にまずい点も、実際は非常に多かつたのでございますが、だんだん

んと対策事業の予算が殖えるに従ひまして、大体今のところでは順調に進んでおるのではないだろうか、こういうふうには考へております。

○堀本三君 もう一つ重ねてお尋ねしますが、そういう公共事業に自治体関係の事業を結びつけて、日雇労働者の雇用量が增大するような実績でございませう、つまり公共事業の何割はそういうふうな動員されておるのか。そういう御調査があつたらずと月別のもも見て頂けると、皆さん今おつしやつた御誠意の程が実績から分るのかも知れませんが、非常に努力はしておられるけれども、まず／＼だけじゃ、ちよつと私共としても納得できない。

○政府委員(露藤邦吉君) 公共事業につきましては、昨年の緊急失業対策法によりまして、失業者の吸収率というものが設定せられております。それに上りますと、本年の一月の例を引いて申しますと、この吸収率の設定せられております公共事業に就労しております労働者の数が、延にして一月五百六十一万人であつたのでありますが、安定所が紹介いたしましたのはそのうち百四十三万人に及んでおるのであります。大体失業者吸収率の設定されております事業につきましては、全就労者数のうち約二割から三割近い程度のものが安定所の紹介によつて就労いたしておるような実績でございます。

○堀本三君 大臣に特にお願いたしたいと思つておりますが、こういう点につきましましては、大體公共事業の何割かは最小限度、こういう職業紹介所の関係の日雇労働者を使うことを努力しよう、むしろ他所の仕事をやつて、仕事のそういう研究の結果、一

つの義務的、何と申しますか強制的な義務付けるような処置がとりになれないのでしようか。

○国務大臣(保田清君) 先程の御質問に對しまして、私の考へ方としましては緊急失業対策事業を目的としてその方法によつて失業者の方を救済すると申しますか、就労の機会を与えるという行き方は決して最善の方途ではない。あくまで日本の国の現状におきまして国家経済の復興という見地から一般公共事業が広く行われて、それに大多数の方が吸収せられて行くことは最も望ましいことだと思ひまして、その方には政府としても今後特段の力を入れることと存じますが、ただ一般公共事業の実施主体と、今当面問題になつております日雇労働者で、而も失業をせられておる方々の多数を集めて、いわゆる緊急失業対策法に基きまして、その救済を図つて行く。私はどこまでもいわれる経済再建に寄与する事業、即ち一般公共事業が拡大せられて、その方に多くの吸収をできるようにいたしますならば、むしろ考へ方としては極端かも知れませんが、緊急失業対策事業というような方法によらないで済む方法があるならば、更に好ましいことじやないかというやうな考へを持つております。そういう意味合におきまして、今度一般公共事業の職安を通じて日雇労働者の就労率は、従来四〇％というように私聞き及んでおりますが、そのように実施せられておると思ひますけれども、それでは公共事業と日雇労働者の救済というものが、先程御指摘のやうにどうしてもびつたり来ないんじやない

か。そこで今回返還資金によりまする分の一般公共事業、この分はできるだけその気持を拡大いたしまして、できるだけ職安を通じて日雇労働者の就労率を高める。大體事務的に関連しておりまするが、その方は原則を六〇％くらい、都市周辺の密集地帯におきましては思い切つてそれをもつと高め、そういう折衝も大体終つておりますやうでございます。今後といえどもその方向で強く施策を講じて行きたいと、こういうふうな大體考へておる次第であります。

○委員(赤松常子君) ちよつと皆様に御語りたいたしたのでございませうが、実は今日大橋法務総裁に対する緊急質問の御要求が出ておりますので、幸い只今大橋法務総裁及び高橋検務局長が見えておりますので、先に緊急質問に入りたく存じますが、御異議ございませんでしようか。

○委員(赤松常子君) 御異議ないものと認めます。

○山花秀雄君 幸い大橋法務総裁がおいでになつておりますので、若干質問をしたいと思ひますが、先達つてこの労働委員会の決定によりまして、日雇労働者の就労、それから只今上程されました議案に関する参考資料の調査、こういうことで都内の渋谷、五反田、芝浦のこの三ヶ所の安定所を視察に参つたのであります。渋谷と五反田を終えて芝浦に参りましたときに、芝浦の日雇労働者にいろいろ参考意見を我々職員一行が徴してしたのであります。最初は何人か多いので中へ入るのを躊躇いたしましたので、屋外で一応十分間の時間を切つていろいろ意見を徴して

いたのであります。丁度そのときにその附近にいた警察官が参りまして、屋外でやられたのでは、集会になるから困る、屋内で一つやつて貰いたい、こういう話で、我々もそれは了承いたしましたので、安定所の屋内でいろいろ意見を徴しております。今度は、これは集会と認める、解散を命ずるやうに、大威張つて、壇上に駆け上つて、例の棒を振り廻して、そういう態度に出られたのであります。そこで御聞きしたいのは、国会議員が一応こうした委員会の議決によつて調査に参つて、そこにおきまして日雇労働者からいろいろ意見を徴することが果して集会になるかどうかという点であります。

一応御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) いわゆる集会というものが、どういふ場合に使うところは集会の意味であるかということに限定いたしませんと、定義するわけに行かないと思つております。ただ集会と申せば、一応多数の人が集合して、会談をしてゐるという状況がすべて集会に入るのではないかと。問題は、それをどのように取締るか、或は取締の対象に置くかという問題ではないかと思ひます。

○山花秀雄君 只今御回答のありましたやうに、とにかく苦干の人間が集まれば、それは集会である。これはもう一応の私から申上げれば、屁理窟の常識論だと思ひます。私はこれを集会とみなすかどうかというところは、例の公安条例と申しまして、それに該当する集会になるかどうか、こういう意味でお尋ねしたのであります。

○政府委員(高橋一郎君) 東京都の公安条例によりますと、第一、一条

で、道路、その他、公共の場所で集会若しくは集団行進を行おうとするとき云々という規定になつております。但し左の各項に該当する場合は、この限りでないということで、学生生徒の遠足等とか、或いは通常の冠婚葬祭と、慣例による行事ということを除外しておるのでございまして、この文理から申しますれば、只今のような場合は、やはり一応集会というふうに認めざるを得ないのではないかとというふうに考へます。

○山花秀雄君　それでは重ねてお尋ねしたいと思いますが、こういう労働委員会、国会議員がそういう実情調査に参ります場合には、一々集会届を出さなくては実情を徴することはできないのであるかどうか。

○政府委員(高橋一郎君) これは具体的に、どのような状況においてなされたかということが明らかにになりませうければ、確言することができないわけでありますが、一応このような公安条例の下におきましては、さような集會というような体様を持つことをやろゝとする場合には、やはりその動機とか、目的というものが、只今おっしゃつたような誠に正しい、何ら弊害のないようなものでありまして、一応取締りの対象になるのではないかといふふうに、考えているのであります。

○山花秀雄君 私は今お尋ねしましたのは、今後の例もございますので、一応この点はつきりして置きたいと思ふのでありますが、そういう実情調査の赴いて、いろいろ関係者から意見を聞くことが、公安条例取締法により一々集會届を出さなくては、そういうことができないのかどうかという点であらう。

ます。それから今一つは、最初は十分間ほど意見を徴して、早くそれらの勤務者に仕事に行つて貰わなくちやなりませんので、一応集りが屋外、これは確かに警察官が屋外でやつて貰つたら困る、屋内で一つやつて貰いたいという、こういう申入れがございましたので、私は警察官の立場も十分考慮いたしまして、屋内で一応意見を徴していただくであります。そういたしますと、まあ何を感じたかどうかわりませんが、突然演壇に上つて来て解散を命ず、こういうように見ようによれば、非常に労働者を激昂せしめるような、一つの挑発行為に出たのであります。我々国会議員がこの法律の参考資料として意見を徴す、そのときの状態は労働者は国会議員に、この法律に關して、いろ／＼参考意見を訴えたい、何ら危険というようなことを我々は想像だにしなければならぬのであります。警察官が壇上に上つて、例の指揮棒を振廻して解散を命ずというようなことを言い出したものでずから、若干労働者が激昂して、而もその労働者も屋外でやられたら困まるから屋内でやつて頂きたい、この警察官の指示に従つて屋内でその意見を徴する、話合いをやつていたのであります。まあそういう態度に出たのであります。私は十分間程、話合いをすれば当然それらの労働者が各々割当てられた職場に参つて、問題は極めて平穩程に処することのできたのであります。その警察官の態度、それから言動、明らかにこれはもう挑発行為で、静かであるべき場内の空氣が激昂状態に變つて来たということとは否めないものであります。そういうようなことを、これからい

ち公安条例に基いて集会屈を出さなければ、国会議員が視察或いは意見を徴することができないのであるかどうか、そういう窮屈なものであるかどうか。この点を一つはつきりして頂きたいことと、それからそれが終つて、これは署僚警部でありましたが、あとで署長が参りまして、署長に一応その旨を伝えたのであります。署長の曰くには、何と申しましようか、署長の曰くには、若干干渉過敏になつた点があるということを言つて、まあ一応の陳弁に努めておりましたが、来る者がはきりし、目的がはつきりし、そうして時間が一応はつきりし、それらの人々が直ぐ仕事に行かなくちやならんというようなときに、そういう非常職極まる取締り方針をやる、而もその芝浦の公共職業安定所の分室においては、所長以下が十分この点を了解していたのであります。しまいに非常に激昂しまして、国会議員がその会場内に入るといふことも、例の指揮棒を持つて警官隊は腕を組んで入室を拒んだというような事態もしまいには生じて来たのであります。私共の見た目では、少くとも三百人くらいは警官を急にトラツクなんかで動員をして来たといふふうに、私共の目に映じたのであります。そういう取締りが妥当であるかどうかという点、取締りの或いは監督の側に当られるところの見解を一つはつきりして頂きたいと思うのであります。

○政府委員(高橋一郎 君) 只今お話のようなものでありますれば、公安条例の第三条によりまして、当然これを許可しないわけにはいかない種類のものかと考へるのであります。

それから又現場の催しが果して集会と認める段階に至つておつたかどうかというようなことは、これは具体的な問題になりますので、私共は法務府として法律上の意見を申述べたわけでありまして、実際の警察措置ということには私共の方は所管の關係がございません。従つて具体的な事情は警察の方からお聴取り願いたいと思うのであります。

○山花秀雄君　最後に一つ私はここで
はつきりして頂きたいことは、これか
ら国会議員がそういうことをやる場合
に、一々集會届を出さなければやるこ
とができないのかどうかというその点
を一つはつきりして頂きたいと思つ
てあります。

○政府委員(高橋一郎君) それは単に目的によるだけじゃなくて、その集る人数とか、場所的な問題とか、形式とかというところにやはりかかつて、必ずしもそういう目的でやる場合には、ここのいう集會に当たらないということもできないのではないかというふうに考へます。

○山花秀雄君　そうしますとそれは集
会屈を出さなくてもいい、自由にそれ
いう目的を以て訪れる場合はよろし
い、こういうことですか。

○政府委員(富橋一郎君)　そういう場合もあると思います。又その会談の際の集る人員とか場所とか形式といつたようなものによりまして、やはりこの取締りの対象になるという場合もあるのではなからうか。取締りといいますが、公安条例のカバーする範囲に属する場合があるのではなからうか。併いずれにしても、公安条例の第几条によつては、そういう目的の平穩

る集会というものは、許可しないとい
うわけには行かない性質のものである
と考えるということです。

○山花秀雄君　警察官がそのときの状況によつて、臨機の処置をとるといふことはあり得ることである。従つてこれは我々の関知するところでないといふふうに、先程の回答は承つたのである。りますが、そこで問題は臨機の処置といふことになりますと、警察官の常識

が果して臨機の処置をとつたかどうかわからないといふことが一つ、の具体論になつて来ると思ふのであります。私共の見たとでは、非常に挑撥行為に出られて、却て静肅たるべきその集りが混乱状態になつたといふふうに私共国会議員の一行は感じて、あとでその点は所長が

参られたときに一席なじつたのであります。が、今後もこういうなことは往々あると思うのであります。できれば一つ監督の衝に、或いは指示の衝にあられると思うので、そういうような取締りをしないように注意して頂きなうと思います。併しそれは我々の権限の内でないということでございます。

ら、私共はその権限を持つてゐるとこ
ろに改めてこの問題を持ち込んで一
解決を図つて行きたい、こういうふ
に考へております。

○政府委員(高橋一郎君) 私は檢察官の職務の仕事をやつておりまして、檢察官とは大変密接な協力關係にあるでございますが、これは犯罪の捜査の問題でございます。で只今問題なっておりますのは、公安條例によしまして、集会届出を受理し、或いはそれを許可、不許可にかけるという全犯罪捜査と別個の行政措置の段階であります。御趣旨の点はよく私共は

承いたすのでありますけれども、所管の関係ではありませんのでこの点御了承願いたいと思ひます。

○山花秀雄君 よく分りました。

○国務大臣(大橋武夫君) では警察の方に申し伝えて置きます。

○原虎一君 関連して一点お聞きしたいのですが、この間の問題は私も一緒に行きました。私と委員長である赤松君とが椅子を台にしてその上に上つていた。そこへ警察官が入つて来て、解散を命ずるというのを二日言つた。問題は取締関係の責任もありませんが、公安条例は御承知のように東京都のものでありますから、あれを作るときには労働組合運動を圧迫するということなどは極力避けるということをして、当局者はその点に非常に強く主張しているわけですから、ところが行つて見れば事實起きた問題はそうである。これは事情を労働大臣にも大橋法務総裁にも申上げて置きますが、いざれ国警を招んで、出席を求めて聞きたいと思つております。先般も向労働大臣に私は特に注意願いたいということを申し上げたことは、吉田内閣の労働政策は取締り政策である。理解を持つて解決の衝に当たるといふところが無い。そこに危険性が多いということを申し上げておるのがあります。吉田総理自身がそうです。労働問題と共産党の質問に対しては、答弁せられる態度から非常に變つて来るという状態なのです。これは取締りさへすれば労働問題は鎮圧するのだといふような考えを持つておられたならば、とんでもない間違いで、先日起きた問題、芝浦の安定所に起きた問題はやはりそれなのです。公安条例ができたからこれを以て何でもかんでも労働

者の集會を取締らなければならぬといふ考えが露骨になつてゐる。第一私に言わせれば、労働大臣は安定所長にもう少しせうした人間を置かなければいけません。参議院の労働委員が、その関係のある失業保険の改正の問題について、所長の意見も並に労働者の意見も徴するために行くといふことは労働省が通知してゐるのです。それを二日も前に通知してゐますから労働者は知つてゐます。労働組合は勿論作られておりますから参議院の労働委員が来るならば、僅かの時間でもいいから會つて陳情したいといふので、芝浦の諸君は少し就労時間を延ばして待つてゐた。そこへ我々が行つた。でありますから警察官がそのときすでに三、四人おりました。その警察官に対して安定所長が、こういう事情で参議院では労働委員の誰々が今来て話をしているのだといふことを話をし、又こういう精神でこういう趣旨でものを聞いておるのだといふことを警察官に十分伝えれば、それでも警察官は公安条例に反する会合だから解散を命ずるとは言わないかも知れない。そうして余りに人が多くて二千人もおると、安定所長は言つておりました。で表通りでなしに横の路地に入れて、どうしても屋内ではできないからというので、路地に入れた話をしかけたが、警察官が、これは屋外集會になるから許さない、それなら中に入るだけ入つて、我々はその国会議員の權威に關するなんといふことを考える必要はないので、警察官の秩序維持に當つておる任務を我々は尊重して、屋外集會は二千人もおると向うは言います。そこまでおつたかどうか知りませんがと

にかく多数でありました。それを屋内に入れて、半数ぐらゐは入つて、私共が演説したわけでもない、行く趣旨が分つておりましたから、労働者の方は参議院議員が折角来るのだから、陳情しよう、と、こういうのでおつた、だから警察官が屋外集會だからいかにといつて、我々に注意して屋内に入れた。屋内で十分ぐらゐ我々の意見を聞こうと言つて入れた。もと／＼そういう會合がいけないのでありますならば、屋外の集會も屋内の集會もいかなば、ならば、今日はそういう事情があつて警察の方では公安条例に違反するから止めて貰ふなければならぬといふことを、我々に言ふか、その責任者であるべき安定所長に言わなければならぬ。それが警察官の常識ある取締りである。それを集つておるから、とにかくかきかき労働者だ、不穏な労働者だとして、恐らく警察の力を以て解散を命じてしまおうといふ考えがあつたのではなかつたかと思ふ。ところが、どうも我々は道路上の會合を止めて屋内に入れて、これは職業安定所長も中に入つて、それじや中に入るから入つてやつて呉れ。私共委員長が腰掛の上に上つて話をした。ところが何といつても屋内集會だから、無届の集會だから解散せよ、そういうけんまくでやつて来た。これはどちらから考えても非常識な取締りである。だから公安条例が明らかに労働者の意思を参議院に伝えるといふことすら擯した、鎮圧した。だから正當な労働運動には適用しない、鎮圧を何ら目的としなないという当局の言明は、三田警察署におけるところの警官によつて、騒動されておる。これは私は問題であると思ひ

ます。今山花委員から質問してあります。私共は五反田の、安定所に行きましたのが七時頃です。渋谷に六時に行きました。五反田の安定所には七時に行つた。ところが百二、三十人の者があふれて就労できなかった。それらの諸君は、労働組合を作つておりました。その労働組合の役員諸君は絶えず、陳情に来ておりました。我々と會つた二、三の顔知りの役員もおりました。折角見えたのであるから、而も自分らはあふれた。今日これで一日二百四十人は貰えない、一文も貰えない。折角来たのであるから、自分らの意見を聞いて呉れといふ要請があつた。これも屋外に等しい、屋根だけあるところの労働者の溜り場です。そこに集つて我々は十五分間ぐらゐ陳情意見を聞いたのです。これは芝浦の三田警察の取締りが正しいといふのであります。ならば、我々は五反田の安定所でもやりました行為は、公安条例違反になる。届出をせずに百人からの集りて我々も意見を言ひましたし、行つた趣旨も言ひました。それから陳情も聞いた。そうすると、これは我々が公安条例違反である。従つて今山花君が言いますように、今後そういうことがあり得る。然らばそういう陳情は公安条例違反になるから我々は危険だといつて国会議員は歸つて来られますか。これは私は今日初めて緊急質問があつて、私も聞いた。勿論これは国家警察の關係である。併しなからそういう事実があつたことは、当日労働省からも人が我々と一緒に行つておつた。それから東京都の労働局長以下数名も来ておつた。そういう事実があつたことは恐らく大臣の方にも御報告があつただろうと思

う。労働大臣の方も余り小さい問題として何ら報告がなかつたとすれば今日初めてである。こういうことは即ち私がこの間、最初に御注意なり御希望なりとして申上げたところは、もう自由党内閣が労働組合の鎮圧政策だから今来ておる参議院の議員が誰であらうと、そういうことはおかまいなしに解散すればいいといふことを三田警察の者がやつたといわれても仕方がない。堀木さんがお出になつておりましたし、自由党の城、それから今出席なさつていた波多野さんも現場を御覧になつていた。何も集つて騒いでおるのじやない。静肅にして、そうして意見を具陳しておつたに過ぎない。私は労働大臣に特にこの問題をお調べ願つて、そうして公安条例が労働組合を圧迫するために使われておるという事実を我々自身が体験したので、然るべく御処置をお願いしたいと思ひます。我々の権限においてなすべきことはなし、又その筋に対してなすべきことをすればよいと労働問題として我々は考へておるのである。幸いに労働大臣、法務総裁見えておりますから、第一条に違反するか、違反しないかという問題ではない。私の考えから申しますれば、労働組合に対する警察官がかくの如き態度をとるといふことが、私は非常に重要な問題だと思つております。

○国務大臣(保田利彦君) 先般の御質問もございましたときに申し上げておりましたように、労働組合運動を荷くも弾圧するといふような、政府に氣持がなないことはもう繰々申上げたと思うのでございますが、今お話のように若し末端の如何なる機關におきまして、自由党政府であるから、労働組合をがむ

しやらに弾圧するとうようなことは、私は絶対にさうなことがあつてはならんと思ひます。むろんそのためには私の責任は非常に大きいと思ひますし、御趣意の線に副うてさういふうな危険な事態が起らないように、危険と申しますのは労働組合に対する態度として危険な事態が起らないように、努力をいたして参りたいと、かように存じております。尙只今具體的例としてお話の参議院の方々が視察いたしました職業安定所に起きた事態につきましては、私は実は詳しい報告を受けておりませんが、相当考えなければならぬような事態じゃないかと思ひますから、十分調査をいたしまして適當に一つ私として処理いたしたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今労働大臣から申上げました通りであります。又先般の皆様御視察の際の状況もお話の通りでありますれば、これも極めて遺憾だと思つております。然るべく善処いたしたいと思つております。

○委員長(赤松常子君) この問題に關して御質問ありませんか。それでは御質問もないものと認めまして、前の問題に歸りまして、御質問を続行いたします。御質問もないようです。それでは逐条説明を聴くことに今日いたしましょうか、明日に譲りましょうか。

「次回に」と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君) それでは明日逐条審議の御説明を伺うことにいたします。今日はこれにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

出席者は左の通り

委員長 赤松 常子君
理事 一松 政二君
原 虎一君
波多野林一君

委員 中村 正雄君
山花 秀雄君
堀木 謙三君
堀 眞琴君

國務大臣 労働大臣 保利 茂君
法務総裁 大橋 武夫君

政府委員 労働省職業安定局長 齋藤 邦吉君
法務府検務局長 高橋 一郎君

昭和二十五年八月五日印刷

昭和二十五年八月七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁